

避難指示解除準備区域（浪江町）に居住していた申立人らが所有していた不動産（建物）の財物損害について、東京電力に対する直接請求で支払われた金額（固定資産課税台帳記載の床面積に基づく。）と登記事項全部証明書上の床面積に基づく金額との差額の半分が賠償された事例。

1410

（全部）和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X1及び同X2（以下、申立人2名を総称して「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙物件目録2記載の建物に係る財物損害について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項記載の損害項目についての和解金として、金257万6457円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 確認条項

申立人ら及び被申立人は、第1項記載の損害項目に係る財物について、仮に本和解による賠償がその価額の全部の賠償となる場合であっても、その支払いにかかわらず、所有権は被申立人に移転しないことを相互に確認する。

5 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目について、以下の点を相互に確認する。

- （1）本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- （2）本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成30年7月19日

（別紙物件目録省略）

（仲介委員 北川雅男）